

令和8年6月1日

保存版

保護者の皆様

大津市立日吉台小学校
校長 亀田 泰典

非常変災時における措置について(R8 改訂)

気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等について、大津市の判断基準により、下記のように対応いたします。

I 気象(暴風を含む警報、特別警報、危険警報)

- 1 当日の午前7時の時点で、大津市南部に暴風を含む警報、「特別警報(警戒レベル5)」、「危険警報(警戒レベル4)」が発表されている場合は、その日は臨時休業とします。
(午前7時以降に警報が解除されても終日休業となります。)

★teturu 配信は行いません。

- 2 当日の午前7時以降で登校中または登校後に、大津市南部で確実に暴風を含む警報、「特別警報(警戒レベル5)」、「危険警報(警戒レベル4)」の発表が見込めるときは、その日は学校長の判断で臨時休業とする場合があります。

★臨時休業とする場合は teturu 配信でお知らせします。

- 3 当日の午前7時を基準とする前後の時間帯に、大津市南部に前項に規定する警報は発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて学校長が判断し、必要に応じ臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置を行う場合があります。

○警戒レベル3の大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報、または大雪警報のいずれかが発表されている。

○避難情報が発表され、本校に避難所が開設されている(複数の発表等を含む)。

○その他、大雨や大雪等の影響により、児童の安全確保が難しい場合。

★臨時休業とする場合は teturu 配信でお知らせします。

- 4 登校後に、大津市南部に暴風を含む警報、「特別警報(警戒レベル5)」、「危険警報(警戒レベル4)」が発表された場合は、状況に応じて適切な指導・対応の上、終業時刻を繰り上げて集団下校(原則)します。

★下校時刻を変更する場合は teturu 配信でお知らせします。

★状況により、給食を食べずに下校することもあります。

Ⅱ 地震

- Ⅰ 前日の児童の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業とします。

★ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて学校長が判断し、平常どおりの授業を行うこともあります。

★平常通りの授業を行う場合は tetoru 配信でお知らせします。

Ⅲ 武力攻撃事態等

- Ⅰ 前日の児童の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休業とします。

★ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて学校長が判断し、平常どおりの授業を行うこともあります。

★平常通りの授業を行う場合は tetoru 配信でお知らせします。

Ⅳ 熱中症

- Ⅰ 滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合、その日の翌日は臨時休業とします。

- Ⅱ 学校生活については、「大津市立小中学校における熱中症対策ガイドライン」に則り、熱中症対策を行います。

・「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断するものとします。